

歌舞伎会 規約

(目 的)

第1条 歌舞伎会は、異業種の交流を図り、知識や経験を共有し、ビジネスを主としたスキルの向上や、人格の向上を互いに高め合っていくことを目指します。
また、地域交流や人道的支援を行えるよう、ボランティア活動にも参加し、社会貢献をすることを目指します。

(事務所の所在地)

第2条 歌舞伎会の事務所は会長の住所または会社所在地とする。

(事 業)

第3条 歌舞伎会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 月1回の例会を行うこと。
- (2) 社会奉仕活動を行うこと。
- (3) 前各号に掲げるものの他、歌舞伎会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(会員の資格)

第4条 歌舞伎会の会員は、現会員の紹介者とし、向上心と礼儀を持ち、自身のビジネススキルを高め、地域経済・社会への貢献を志す者。

(加 入)

第5条 会員となることを希望する者は1～2度例会にオブザーブ参加し、その後、所定の申込書を提出し役員会の承認を得なければならない。
2. 役員会の承認を得た月を入会月とする。

(会 費)

第6条 会員は出欠にかかわらず所定の会費を納入しなければならない。
2. 会費の金額は年12,000円とする。途中入会に関しては月割計算とする。(月1,000円)
振込先 ゆうちょ銀行 478 普通預金 口座番号 1304741 カブキカイ
3. 会費の納入は当年度の3月末日迄とする。
4. 4月以降に加入した会員は入会月の末日までに納入しなければならない。

(脱 退)

第7条 会員はあらかじめ歌舞伎会に通知し、脱退することができる。
年度の途中で脱退しても既納の会費は返戻しない。
2. 会員は次の事由によって脱退する。
(1) 死亡
(2) 除名
(3) 退会届が受理された時。
3. 会費の滞納がある場合は、必ず未納の会費を納入後の脱退とする。

(除 名)

第8条 歌舞伎会は次の各号に該当する会員を役員会の決議によって除名することができる。
(1) 会費の納入義務を履行しないとき。
(2) 歌舞伎会の体面を傷つけ又は、その目的遂行に反する行為を行ったとき。
(3) その他会員として適当でないと認められた会員。

(休 会)

第9条 休会は、所定の届書に必要事項を記入し、会長宛てに提出しなければならない。
年度の途中で休会しても既納の会費は返戻しない。
2. 電話による休会連絡は正式な休会とはみなさない。必ず届書の提出をすること。

3. 休会の届出は、休会する1か月前までに提出しなくてはならない。
4. 休会期限は原則休会届提出の翌月から1年間とする。
5. 特別な事由により休会の延長をする場合は、毎年前年の12月末日までに休会届を提出することにより、最大5年間まで延長を可能とする。
6. 会費の滞納がある場合は、必ず未納の会費を納入後の休会とする。
7. 休会中は会費は発生しない。

(役員)

第10条 歌舞伎会に次の役員を置く。

- | | |
|-------|----------|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 1名以上 |
| 幹 事 | 1名以上 |
| 会 計 | 1名以上 |
| 監 査 | 必要に応じて設置 |

(役員選考)

- 第11条 会長の選考は総会で会員による投票により決定される。
2. その他の役員は会長が会員の中から指名する。

(役員職務)

- 第12条 会長は歌舞伎会を代表し、職務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 3. 幹事は会長及び副会長を補佐し、職務の運営を統括する。
 4. 会計は会の経理を行う。
 5. 監査は歌舞伎会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員任期)

- 第13条 役員任期は2年とする。
2. 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引続きその職務を行うものとする。

(総会)

- 第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が召集する。
2. 通常総会は、毎事業年度の最終月に、臨時総会は必要あるごとに会長が召集する。

(総会の決議事項)

- 第15条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
- (1) 規約の設定、変更又は廃止
 - (2) 会長の選任及び解任
 - (3) 事業報告及び収支決算の承認
 - (4) 事業計画及び収支予算の承認
 - (5) 解散
 - (6) 役員会において必要と認める事項

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、会長をもってあてる。

(総会の議事)

- 第17条 総会は、総会員数の3分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。
2. 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 3. 総会における会員の議決権及び選挙権は各々1個とする。

4. 会員はあらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名捺印した書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。
5. 前項の規定により議決権及び選挙権を行使するものは出席者とみなす。

(役員会)

第18条 歌舞伎会に役員会を置く。

2. 役員会は、会長・副会長・幹事・会計をもって組織する。
3. 監査は役員会に出席して意見を述べることができる。
4. 役員会は会長が召集する。

(役員会の決議事項)

第19条 次に掲げる事項は、役員会の議決を得なければならない。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) 会員の加入の諾否
- (3) 例会に関する事項
- (4) 顧問及び相談役の委嘱の承認
- (5) 歌舞伎会の運営に関する事項

(班)

第20条 歌舞伎会にその目的遂行のため、役員会の議決を経て班を置くことができる。

(班の組織等)

第21条 班に班長1名、必要により副班長若干名を置く。

2. 班長、副班長は、会長が役員会の承認を経て委嘱する。

(班について必要な事項)

第22条 前2条に規定するもののほか、班について必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

(顧問・相談役)

第23条 歌舞伎会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は歌舞伎会の目的達成について必要な重要事項について会長の諮問に応じる。
3. 顧問及び相談役は会長が役員会の承認を得て委嘱する。
4. 第13条(役員の任期)の規定は顧問及び相談役に準用する。

(事業年度)

第24条 歌舞伎会の事業年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(設立日)

第25条 歌舞伎会の設立日は平成18年9月1日とする。

(収入)

第26条 歌舞伎会の経費は、会費・補助金・寄付金・その他の収入をもってあてる。

(その他)

第27条 この規定に定めるものの他、必要な事項は役員会の同意を得て会長が定める。

第28条 次の一に該当する行為を禁止します。

- (1) 自由な参加条件等を利用した一方的な販売活動、強引営業、名刺収集目的の活動、政治活動、その他これに類する活動。
- (2) ネットワークビジネス(マルチ商法)、政治や宗教団体への勧誘、強引又は執拗な営業

行為。

(発表テーマについて)

第29条 当会の活動での発表において、政治、宗教及びそれに付随する一切のテーマは扱わない。

附 則

(実施の時期)

1. 本規約は、平成24年7月1日から施行する。
2. 本規約を、平成29年12月11日に一部改正し施行する。

(加入の特例)

2. 設立時の会員加入は、第4条の規定にかかわらず公募とする。

(慶弔見舞金)

3. 慶弔見舞金は次の通りとする。
 - (1) 結婚 5千円
 - (2) 子女出生 5千円
 - (3) 死亡 3万円 盛花一基
 - (4) 配偶者の死亡 3万円 盛花一基
 - (5) 第一親等並びに同居の第二親等の死亡 5千円
 - (6) 開店、移転祝い 5千円の祝花

(持ち回り役員会)

4. 本役員会は、緊急かつ重要な案件があり、早急に役員一同が集まらない場合のみ開催できるものとし、その判断は会長が行うものとする。
メール・FAX・電話により持ち回り、役員の見事についての意思行為(回答)をもって出席したものとする。
協議期間並びに決議日は会長が定めるものとする。
会長は本役員会の決議結果を、決議終了後すみやかに役員へ報告するものとする。
会長は本役員会の決議結果を次回 役員会に於いて再度報告するものとする。
本規程の改正は役員会の承認を得なければならない。